

《研究ノート》 五大法律学校における法学教育の比較・検討

（江木衷の「刑法論」を題材に）

瀬戸口 龍一
（大学史資料室）

はじめに

明治二三年（一八八〇）七月に公布された刑法と治罪法は、日本最初の近代的な法典であり、同年から次々と誕生する私立法律学校設立のきっかけの一つともなったと言われている¹。例を挙げると、明治一三年九月二日に行われた東京法学社（現・法政大学）の開校式において「某教員」（創立者の一人である薩埵正邦と推測されている）が演説した同校の設立趣旨では、その目的を「我同胞兄弟ヲシテ権理義務ノ何タルヲ弁護シ、且皇国ノ法典ヲ熟知セシメ、以テ明治ノ文明ヲ裨補セムト欲スルニ在リ」としている。要約すると、日本の法律を人々に理解させることで、社会の発展の助けになりたいと学校設立の理由を述べているわけである。そしてなぜこの時期に設立したかについては、「況ムヤ方今改正刑法、創定治罪法ノ如キ大部ノ法典陸續トシテ頒布アルノ時ニ於テヤヤ²」とあり、刑法と治罪法が頒布された時期だからこそ、法律学校が必要で

あると謳っている。

さらに吉井蒼生夫氏は、明治一三年の刑法および治罪法の公布が、「法体制全体にわたる展開をもたらす画期」となったことを指摘し、「官立のみならず私立の法律学校における法学教育の本格的な展開を促し、民事と刑事の区別の明確化、近代法学の成立を促進する契機ともなった³」と述べている。刑法と治罪法の公布と私立法律学校の設立には、深い因果関係があるという主張である。実際、私立法律学校のカリキュラムを見てみると、ほとんどの学校で名称は様々であるが、刑法と治罪法の名前を冠した科目が配されている。

そこで、本稿では、私立法律学校、なかでも明治一〇年代後半から二〇年代になって隆盛を誇った「五大法律学校」と呼ばれた東京の私立法律学校を対象にして、刑法関連の授業からその教育内容を比較・検討することとする。

従来、五大法律学校は、その創立者たちや講師たちが学んできた学問系統を基調として、それぞれが特色ある教育を行ってきたとされてきた。例えば、天野郁夫氏は、私立法律学校を「仏法・独法・英米法」系に大別している⁴。しかし、当時の私立法律学校のなかで、すべての講師たちを独自に、かつ自前でまかなえるほど財政的に豊かな学校はほとんどなく、授業の多くは兼任の講師たちに頼らざるを得ない状況であった。特に私立法律学校が生徒数を増やしていく明治一〇年代後半以降、その傾向は顕著に現れる。明治一九年時の専修学校（現・専修大学）法律科の講師を左に掲げてみる⁵。

相馬永胤（専修大学創立者、横浜正金銀行）

目賀田種太郎（専修大学創立者、大蔵官僚）

鳩山和夫（東京帝国大学教授）

松野貞一郎（判事、英吉利法律学校講師を兼任）

合川正道（英吉利法律学校創立者）

鈴木充美（外務官僚）

増島六一郎（英吉利法律学校創立者）

高橋捨六（大蔵官僚）

大谷木備一郎（英吉利法律学校講師）

岡山兼吉（英吉利法律学校創立者）

岡野敬次郎（東京大学大学院生）

榎原幾久若（東京大学大学院生）

戸水寛人（判事）

江木衷（英吉利法律学校創立者）

生沼永保（判事）

呉文聡（内務官僚、東京専門学校講師を兼任）

以上の一六名であるが、名前の下の（ ）に当時の職名などを記した通り、この当時、私立学校の講師を専業としている人物は一人もいない。そして官立私立を問わず、他の高等教育機関でも講師を務めている人物が大半であったことがわかる。

このように学校は違っても同一講師で授業が行われているならば、各学校の教育内容に差異はあったのか、またはなかったのか、それを検討することが本稿の目的である。

そこで、多くの私立法律学校でカリキュラムのなかに配されていた刑法を取り上げ、その講義録を用いて授業内容を見ていくことにしたい。

なお、本稿は、私立法律学校における刑法の授業内容について、高等教育史的観点、または歴史学的観点から考察したもので、当期における刑法の編纂・成立過程やその意義を法学（または法学史）的観点から取り上げたものではないことを最初にお断りしておく。

1. 五大法律学校と講師たち

明治一〇年代から二〇年代にかけて、数多くの私立学校が誕生したことは「はじめに」で、述べた通りであるが、明治二〇年代には

「五大法律学校」という呼称が生まれたほど、東京において法律学校は隆盛を極めていた。一般的に「五大法律学校」とは、明治一三年（一八八〇）設立の東京法学社と専修学校、明治一四年設立の明治法律学校（現・明治大学）、明治一五年設立の東京専門学校（現・早稲田大学）、そして明治一八年に設立された英吉利法律学校（現・中央大学）の五校を指す⁶。とはいえ、この五校に限定されていたわけではなく、明治一五年設立の独逸学協会学校（現・獨協大学）や明治二二年設立の日本法律学校（現・日本大学）、そのほか創立は安政五年（一八五八）ながら明治二三年になって法律科を設置した慶応義塾（現・慶応義塾大学）や、今は現存しない私立法律学校（泰東法律学校など）などが含まれる例も多々見られる⁷。本稿ではこれらの学校も含めて「五大法律学校」として取り扱う。なぜ、このように入れ替わりが見られるのかについては、専修学校と東京専門学校が、明治二〇年代後半になると法学教育から一線を引いていくことが、要因の一つに挙げられるが、本稿の主旨から外れるのでここでは言及しない。

このように多くの私立法律学校が東京には存在していたわけであるが、それぞれに特徴を持ち、差別化していたとされている。どのような差別化、分類化がなされていたかという点、その一つに、どの国の法学を主として教授していたかがある。大別すると次のようになる。

英米法系 ↓ 専修学校・東京専門学校・英吉利法律学校

慶応義塾

仏法系 ↓ 東京法学社・明治法律学校

独法系 ↓ 独逸学協会学校

日本法系 ↓ 日本法律学校

なお、東京大学法学部も英米法系に組み込まれるが、なかでも専修学校と英吉利法律学校の関係は深く、「はじめに」のなかで専修学校の明治一九年時の講師陣を紹介したが、一六名のなかには、創立者を含め、多くの英吉利法律学校の講師たちが含まれている。

また、仏法系の東京法学社や明治法律学校もボアソナード門下という共通項を持つ人々が多く、講師陣も掛け持ちが多かった。その関係性について『明治大学五十年史』は、「競争者」と記し、本来であれば「我国法学の發達の上に貢献すべきなるに、一二の些々たる事情よりして両校の間に鴻溝が築かれ、互に相反目視し遂に競争の已むなきに至つた」とある。仏法系の学校同士の間での連携と反発があったことを物語っている。

このように英米法系と仏法系のなかでは講師の兼任が多く、その枠組みを超えて講師が兼任する例は少なかった。そこで本稿では、まずは、英米法系の学校である専修学校・東京専門学校・英吉利法律学校の三校において、刑法を講義していた江木衷を取り上げることにする。

ただし、とくに明治二〇年になると、こうした枠組みを超えて、私立法律学校同士が連携し、講師・生徒・卒業生らが入り交じっ

て、連合討論会を開いていたし、明治二二年の日本法律学校設立時には、既存の学校が集まり、反対運動を起こすなど、積極的、かつ様々な連携の動きを見ることができるといえる¹⁰。その意味では、法学教育の問題については最終的には、英米法系や仏法系、独法系を問わず、私立法律学校全体の問題として捉える必要があるが、それは今後の課題としたい。

2. 江木衷について

ここでは、江木衷の刑法講義の内容に入る前に、その略歴をまずは紹介する¹¹。江木は、安政五年（一八五八）、岩国藩目付役・江木俊敬の次男として誕生。明治一〇年（一八七七）に大学予備門入学を経て、明治一七年、東京大学法学部を首席で卒業した。同期に専修大学の初代総長・阪谷芳郎のほか、後に文部大臣となった奥田義人、早稲田大学総長となった平沼淑郎など名を為した人物が多かった。

卒業後は、同郷の伊藤博文の勧めもあり、司法省へ入省。明治二三年からは農商大臣の井上馨の秘書官、同二五年からは内務大臣・品川弥二郎の秘書官などを務めた。長州閥との強い繋がりを見ることができる。ちなみに父・俊敬は勤王思想家でもあり、若い頃から山口藩の前原一誠と知己を得ていたほか、元治元年（一八六四）の蛤御門の変や七卿落ちにも関与していた人物である。こうした父の動向がこの関係性に影響しているとも考えられる。

教育者・法学者としては、明治一八年に英吉利法律学校の設立に参加。『刑法原理』など多数の著書・教科書を著す。民法典論争の際には英法派であり延期派の代表として、仏法派で断行派の明治法律学校創立者の一人、磯部四郎らと論争を繰り広げた。その舌鋒ぶりの凄まじさは、断交派の頭を悩ませたという。

明治二六年には官を辞し、弁護士となる。弁護士法の制定後としては日本最初の弁護士である。そのほか法制審議会の委員として民法・商法・刑法・刑事訴訟法などの立法にも参加している。

そのほか大正一二年（一九二三）に公布された陪審法に先立ち、陪審員制度の設置を提唱した人物としても知られている。逝去は大正一四年、没年は六八歳であった。

3. 法律学校のカリキュラムのなかの「刑法」

次に本稿で中心的に取り上げる刑法の科目が、五大法律学校のカリキュラムのなかでどのように位置づけられていたかを確認しておく。

明治一三年（一八八〇）設立の専修学校では、当初より刑法に関する科目を配置している。第一学年では鳩山和夫が「刑法大意」を、第二学年では講師は不明であるが、前期に「日本刑法」を、後期に「刑法」を学ぶことになっていた¹²。以後、カリキュラムの変更に都度行われたが、刑法関係の科目が外されることはなかった。

専修学校と同年に設立された東京法学社も明治一四年五月二〇日

の『東京日日新聞』の広告を見ると、創立者の一人・薩埵正邦が「日本刑法治罪法論講」を担当しており、学校を大きく改組した後明治一七年のカリキュラムでは高木豊三が初年次に配当された「日本刑法」を担当している¹³。

また、明治法律学校では、明治一四年八月二二日の『朝野新聞』に掲載した広告から、創立者の一人・宮城浩蔵が「日本刑法講義」を担当していることがわかる。東京専門学校法律学科の開設時の課程表を見ると、やはり一年次に「刑法」を配置している¹⁴。英吉利法律学校も開校当初の明治一八年のカリキュラムを見ると、一年次に創立者の一人、岡山兼吉が「刑法」を担当している¹⁵。最後に刑法の公布から九年後の明治二二年に設立された日本法律学校が開校式にあたって作成した「日本法律学校設立主意及規則」には開講科目が記されている。そのなかには「刑法」もあり、同校も設立当初から刑法関係の科目を取り入れていたことがわかる。なお、担当には、石渡敏一、柳田直平の二名の名が記されている¹⁶。

以上のように、五大法律学校において刑法は当初より法学教育において重要視されていた科目であり、多くは一年次に配当していることから、法学教育の基礎を為す科目であったと言えるだろう。

このように明治一三年以降に誕生した私立法律学校の多くは、刑法をカリキュラムに入れていた。では、刑法公布以前に設立された法律学校では刑法関連の科目を配置していたのだろうか。

専修学校の創立者たちが、専修学校創立以前の明治一二年一二月

に、慶応義塾内に設置した「夜間法律科」の例を見てみよう。

夜間法律科の開講趣旨は左の通りである。

欧米諸国の法律を専修せんと欲するものは、目下官立法学校に入学するの外、他に道なし。故に晩学の者、又は嘗て洋書を読まざる者は、往々隔靴の嘆なき能はず。依て爰に西洋留学卒業の法学士数名と謀て、本塾に法律科講授の席を開く¹⁷

このように、官立の法律学校に通うことのできない者、なかでも中高齢者や外国語が得意でない者のために開講したとある。授業は日本語、修業年限は二年、夜間開講など、この方針はすべて後の専修学校に受け継がれている。そして夜間法律科の課程は次のように定められた。

第一年

英法沿革史、憲法、契約法、海上法、保険法、売買法、雇法、代理法、私曲、刑法

第二年

羅馬法律、万国公法、万国私法、法理、比較刑法、証拠法、会社法、預ケ物の法、為替切手
約束切手法、損害、遺言法¹⁸

このように、刑法公布以前にも刑法は一年次に配当されている。

もう一つ、私立学校ではなく、官立学校の事例も紹介する。明治二年七月の官制改革により教育行政を掌る官庁としての「大学校」（文科省の前身）が設置される。「大学校」は、大学校（昌平学校を改組してつくられた国学を主体とした最高学府）や開成学校、医学

校のほか、病院の監督、国史の監修、府藩県の学政を統轄するのがその役目であった¹⁹。同年一二月には、大学校を大学に、開成学校を大学南校に、医学校を大学東校に改称している。そして翌明治三年二月、「大学規則」を定めたわけであるが、そのなかに大学の法科において学ぶ科目が規定されている。それが「国法」「民法」「商法」「刑法」「訴訟法」「万国公法」「利用厚生学」「典令学」「施政学」「国勢学」の一〇科目である。このように刑法は、明治初期に、高等教育機関における法学教育内容を定めた当初から、必須科目とされていたのである。ちなみにこの「大学規則」の制定にあわせて大学南校が出版したと考えられる『五科大意』²⁰を見てみる。法学で学ぶ科目群の詳細が記されており、当時の「国法」「民法」「刑法」などの法律の定義を知ろうと重要であるので、ここに法科の分すべてを紹介する。

国法

憲章制度、経済ノ大典ヲ揭示シ、官民双方ノ諸權諸義ヲ詳明ニス

民法

民人交會ノ際、本貫・居住・嫁娶・父子・夫婦・田園・貨財・貸借・約定等凡百ノ事ニ係リタル民人双方ノ諸權諸義ヲ詳明ニス

詞訟法

公事訴訟ノ願方及ヒ之ヲ審判スル法方ヲ明示ス

商法

貿易海運ノ業ニ於テ各人ノ利益ヲ防護スル條規ヲ彙集シテ明示ス

治罪法

諸罪犯ヲ逮捕シ、鞫問スル規矩及ヒ賊盜等ノ難ヲ蒙ル者、之ヲ訴フル條規ヲ明示ス

刑法

邦國ノ治安ヲ害スル諸罪犯相当ノ罰ヲ明細ニ揭示ス

万国公法

列國交際ノ條規ヲ弁明ス、国法ノ如キハ一國ノ主權ニ從ヒ、其典章制度ニ基キテ之ヲ定メ、遵奉セサル者ハ審院ニテ之ヲ裁断ス、万国公法ハ然ル能ワス、各國ノ公師論弁スル所ヲ彙集シテ龜鑑ト為ス、乖戾スル者アル時ハ、天下之ヲ審判スルノ主權アルコトナシ、唯列國ノ共怨公怒ヲ招クノミ故ニ、四海唯々此法アリ、小國頼テ以テ保存スルヲ得、大國敢テ暴威凌虐ヲ恣ニスルヲ得ス

利用厚生学

世ノ公益共福ヲ論シ、富ヲ生シ、富ヲ増シ、富ヲ費スノ理ヲ論弁シ、財貨ヲ生殖スル資本營業ノ理ヲ詳ニス

施政学

制度・典章既ニ備ルト雖トモ施行ノ良否ニ隨テ、汚隆ヲ為ス故ニ、其方術ノ利害・得失ヲ弁明ス

国勢学

現時国土ノ広袤、生民ノ多寡、海陸ノ兵数、製作ノ勤惰、貿易ノ隆替、田産ノ豊瘠等ヲ詳ニス、即チ凡ソ邦国ノ公福ヲ増ス由来ヲ論列ス

以上、法律学校におけるカリキュラムのなかで、刑法がどのよう
に位置づけられてきたのかを概観してきたが、明治期になって、近
代的な法学教育が始まって以降、官立・私立を問わず、刑法は重要
視されてきたことが確認できた。

ただし、全国の私立法律学校が、刑法をカリキュラムに取り込ん
でいたわけではなく、明治一五年、熊本の地に、自由民権家として
名高い徳富蘇峰が設立した大江義塾のカリキュラムのなかに刑法関
係の科目を見出すことはできない²¹。この点、地方における自由民
権思想を色濃く反映した法学教育機関と、東京にあった法学教育機
関、特に明治一三年以降に設立された私立法律学校とは、その教育
の最終的な目的、または法律学校に対する人々の期待には違いが
あったことに留意する必要があるだろう。

4. 代言人試験と私立法律学校のカリキュラム

では、地方の法律学校と中央の法律学校の違い、それは何なのだ
ろうか。ここでは、法学教育における刑法の位置づけを別の視点か
ら見てみる。つまり、なぜ刑法を学ぶ必要性があるのかという問い
の別の答えである。明治二〇年（一八八七）八月二八日の東京日日

新聞に掲載された専修学校の広告には次のように書かれている。

専修学校広告

本校ハ、従来法律及経済ノ二科ヲ置キ、法律科ハ曩ニ帝国大学
ノ特別監督ニ付セラレ、今又文官試験試験補及見習規則（勅令本
年第三十七号）ノ特典アリ、而シテ右法律科ハ、其目的トスル
所、主トシテ司法官代言人等ヲ養成スルニアルヲ以テ、其学科
目ハ孰レモ亦、之ニ適応ナル者ヲ設ク、然ルニ経済科ハ本来行
政官、其他ニ必要ナル学科目ヲ授クルヲ以テ、其目的ト為セシ
カ、是又文官試験試験補及見習規則ニ関スル細目（閣令本年第十
八号）ノ第一条、行政官試験科目ト大同小異ナルヲ以テ、今般
更ニ同科中へ、行政学等ノ科目ヲ補足シ、愈行政官ノ候補者タ
ルニ、最適スル者ヲ養成セントス、因テ法律経済両科共、入学
志願之者ハ、此際試験ノ上、入校ヲ許スヘキニ付、来ル九月十
日限り申込アルヘシ²²

明治一三年に設立された専修学校にも、「はじめに」に紹介した
東京法学社のように当然、設立の趣旨がある。ただし、この趣旨に
は、東京法学社のように法学教育の必要性を訴える文章はない。強
調されているのは、専門教育、そして日本語教育の重要性であ
る²³。この点については、五大法律学校の各学校の設立趣旨（また
はそれに類するもの）が社会における法学教育の必要性を謳ってい
る点と大きく異なっている。それは専修学校が当初より、法学教育
に特化した高等教育機関を目指していなかったからで、東京法学社

をはじめとした法律の名前を冠した他の私立法律学校との大きな違いである。

しかし、法学教育を行っている高等教育機関として、入学希望者を増やすためには、そうした崇高な理念だけでなく、入学後の現実的なメリットを提示する必要がある。それがこの広告である。ここでは法律科のみを取り上げるが、専修学校の法律科の目的は、「司法官・代言人等ヲ養成スルニアル」と高らかに宣言している。

そしてそのカリキュラムをその養成に適應できるようにつくったと宣伝しているわけである。ではカリキュラムを何に対応させたのか。それが代言人試験である。ここに地方の法律学校とは違う、中央の法律学校の存在意義があった。

明治九年に制定された代言人規則により、代言人になるためには試験を受けて合格し、免許を得ることが必要となった。そのため、代言人試験対策を求める若者が増加する。

明治二〇年六月一〇日に発行された雑誌『明法志林 第一三九号』に「東京組合代言人の出所」と題された記事が掲載されている。

近來諸法律学校にて研究せられたる人々の代言試験に及第せらるゝもの多きハ、誠に賀すべきことなるか、今東京組合代言人中、東京大学始め私立の諸学校を卒業し、若くハ嘗て若干年間に就学し、又ハ現に就学する人々の統計を得たれハ、之を左ニ掲ぐへし、但し此外の官私立学校に生徒たりしもの猶ほ之れ

あるへしと雖も、此等ハ今暫らく省略に従ふ

校名	卒業生	旧生徒	現生徒
東京大学本科	六人	未詳	ナシ
明治法律学校	十三人(校友共)	未詳	九人
専修学校	六人	未詳	ナシ
東京法学校	四人	八人	一人
東京専門学校	一人	未詳	ナシ
英吉利法律学校	——	——	——

この記事にあるように、年々、法律学校出身の代言人が増えており、現在の東京弁護士会の前身組織である東京代言人組合に加入する会員が多くなってきているため、出身校別の人数を紹介しているのである。

では、代言人試験にはどのような問題が出されていたのか。ここでは明治二三年九月二六日に施行された試験問題を紹介する²⁴。

刑法問題

(一) 貨幣ノ偽造ト変造トハ如何ナル点ヲ以テ區別スルヤ、理由ヲ付シテ之ヲ詳論スヘシ

(二) 窃盜罪ト受寄財産費消罪トノ差異如何
治罪法及訴訟手續ニ関スル問題

(一) 予審判事カ公訴私訴ヲ受理シナカラ公訴ヲ免訴シタル場
合ニ、私訴ニ付何等ノ処分ヲ為スヲ要セサルハ如何ナル理由ナルヤ

(二) 負債主ノ無資力ナルコト判然シタル上ハ、直ニ保証人ニ係リ出訴スルヲ得ルヤ

財産法問題

(二) 所有権ノ移転スル時期如何

(二) 用益権ハ時効ニ因リテ獲得スルヲ得ルヤ

商事会社法問題

(二) 会社ヲ法人(無形人)ト認ムルト否ト依リテ、其結果

ヲ異ニスルヤ

(二) 合名会社ト合資会社(差金会社)トハ如何ナル差異アリ

ヤ

証拠法問題

(二) 挙証ノ責任ニ関スル原則ヲ説明スヘシ

(二) 公正証書ノ効力ト私署証書ノ効力トヲ対比シテ詳説セヨ

売買法問題

(二) 債権(債主権)ノ讓渡ト他ノ物件ノ売買トノ間ニ如何ナル差異アリヤ

ル差異アリヤ

(二) 夫婦間ノ売買ハ何カ故ニ之ヲ禁スルヤ

契約法問題

(二) 停止ノ未必條件ト解除ノ未必條件トノ區別ヲ詳説スヘシ

(二) 期限ノ利益ヲ失フ場合ヲ詳説セヨ

このように、代言人試験には、必ず刑法の問題が含まれていたため、試験に対応すべく法律学校としては刑法の科目をカリキュラム

のなかに取り入れる必要があったのである。

当時の代言人試験の状況を補足しておく。この試験問題の翌年、明治二四年の状況ではあるが、試験は一月八日から四日間、全国の裁判所において開催された。出願者数は一九八四名、受験者数は一五四〇名、うち合格者が二〇一名であった。合格率は約一三%になる。前年の明治二三年に比べると、出願者数は一二九名減、受験者数も一二八名減であったが、合格者数は六七名増加であった²⁵。

5. 専修・東京専門・英吉利法律の三学校に残る江木講義録

ここからは本稿の主題に入り、江木が行っていた講義録の内容を見ていく。江木は、自身が創立に関わった英吉利法律学校のほか、専修学校、東京専門学校という英米法系の法律を教授する三つの私立法律学校で講師を務めていた。そこで、この章では、彼の講義録を見ていくことで、兼任講師たちは勤務する法律学校によって教育内容を変えていたのか、それとも変えていなかったのかについて比較・検討していくこととしたい。

最初は専修学校法律科における講義録である。講義名は「刑法汎論」(以後、「専修講義録」と略す)。所蔵は専修大学大学史資料室。これは明治二〇年(一八八七)五月九日に発行された『専修学校法律学講義筆記 第一年級 第一八号』から同年一〇月二〇日に発行された『専修学校法律学講義筆記 第二年級 第二号』に掲載されたもので、筆記者は三浦恒吉となっている。三浦は、明治二一

年に専修学校法律科を卒業した人物で、講義録の筆者としてたびたび登場するが、卒業後の進路などはよくわかっていない。

講義筆記とは、校外生に対して専修学校が週一回、発行した冊子のことで、明治二〇年から始まった。その目的は、「遠隔地方ニアリ、又ハ業務ノ為メ、学校ニ出席シテ、親シク講義ヲ聴ク能ハサル者ノ為メ」²⁶で、現在の通信教育にあたる。専修学校の講師による講義を筆記・印刷して頒布した。「刑法汎論」は全二一回にわたって掲載され、すべての講義を合わせると全三九七頁となっている。

続けて、東京専門学校司法科における江木の講義録を紹介する。こちらの講義名称は「刑法講義（汎論の部）」（以後、「東京専門講義録」と略す）である。所蔵は専修大学大学史資料室であるが、奥付がないため、いつ頃のものかは不明で、「法律科得業生 島村作太郎編輯」とある。得業生とは東京専門学校における卒業生の当初の呼称である。東京専門学校が校外生のために講義録の刊行を始めたのは、明治二二、三年のことであったという。『特別認可東京専門学校々外生規則』の第三条には、「講義録を分ちて三種となし、政治科校外生のために発兌する者を政治科講義録と称し、第一法律科校外生のために発兌するものを司法科講義録と称し、又第二法律科校外生のために発兌するものを行政科講義録と称す」とあり²⁷、この江木の講義録も法律科校外生のために発行された「司法科講義録」の一つと考えられる。

江木が東京専門学校で教えていた時期については、定かではない

が、同校の邦語行政科を明治二五年に卒業した学生・上原鹿造氏による次のような回顧録が残っている。

私共の居つた二十四五年の頃に於ては、専門学校の法律科の先生には、相当の人を得られて居つたと思ふ。其当時江木衷博士、磯部四郎博士、平田讓衛先生、岡野敬次郎先生、原嘉道先生、松崎蔵之助先生、奥田義人先生といふやうな立派な学者が法律の講義に従事されて居「た」。（『法科回顧録』『早稲田法学』第一三巻 八頁）²⁸

この文章から、江木が明治二四、五年頃、東京専門学校で教鞭をとっていたことは間違いなく、この講義録もその頃のものと考えてよいだろう。専修学校の講義録より少なく、全三〇六頁で、あまり章や節を立てず、項目を並べているのが特徴と言える。

左に専修講義録と東京専門講義録が比較できるよう、上下に並べて目次を紹介する。

（目次比較表）

専修講義録	東京専門講義録
第一編 犯罪	緒論
第一章 犯罪ノ定義	刑法の概念
第二章 犯罪ノ区别	刑法の沿革
第三章 犯罪ノ成立	第一 一般刑法の沿革
第一款 主体物体及手段	第二 日本刑法の沿革

<p>第一章 犯罪ノ主体 第二章 犯罪ノ物体 第三章 犯罪ノ手段 第二款 犯罪タル所為 第一章 所為ト責任トノ關係 第二章 犯意及過怠 第一節 犯意 第二節 過怠 第三章 既遂犯及未遂犯 第一節 既遂犯 第二節 未遂犯 第三款 数人共犯 第二編 刑罰 第一款 刑罰ノ制度 第二款 死刑 第三款 身体刑 第四款 自由刑 第五款 財産刑 第六款 名誉刑 第三編 刑ノ適用及消滅 第一款 刑法 第一章 刑法ノ性質 第二款 刑法ノ管轄 第一章 時ニ關スル刑法ノ管轄 第一節 刑法ノ頒布</p>	<p>刑罰權主義 第一 絶対主義 第二 相對主義 第三 折衷主義 犯罪の定義及び區別 犯罪の成立 犯罪の主体 犯罪の物体 犯罪の手段 所為と責任との關係 所為と責任との關係の消滅 所為の状態 犯意 過怠 既遂犯及び未遂犯 第一項 己遂犯 第二項 未遂犯 未遂犯の種類 数人共犯 正犯 教唆 従犯 共犯者身分上の關係 刑罰 刑罰の制度 刑罰の手段</p>	<p>第二章 刑法ノ致反効 第三節 時ニ關スル刑法ノ廢止 第二章 処ニ關スル刑法ノ管轄 第一節 国内ニ於ケル刑法ノ管轄 第二節 外国ニ於ケル刑法ノ管轄 第三節 国外ニ於ケル刑法ノ管轄 第三章 人ニ關スル刑法ノ管轄 第一節 外国ノ君主及ヒ公使 第二節 治外法權 第四章 事ニ關スル刑法ノ管轄 第二款 刑ノ加重減輕 第一章 本刑 第二章 加減例 第一節 通則 第二節 重罰刑ノ加減 第三節 輕罪刑ノ加減 第四節 違警罪刑ノ加減 第五節 附加刑ノ加減</p>	<p>囚徒放免後の処分 生命刑 死刑の性質 死刑の執行 身体刑 自由刑 自由刑の性質 自由刑の執行 仮出獄 附加刑及び其執行 財産刑 主刑及び其執行 附加刑及び其執行 名誉刑 名誉刑の性質 剥奪公權及び停止公權 治産禁 刑期計算 刑期計算法 刑期起算点 刑の適用及び其消滅 刑法典の体裁 刑法の管轄 時ニ關スル刑法の管轄 第一節 刑法の頒布 第二節 刑法の致反効</p>
--	--	--	---

第三章 宥恕減輕	第三節 刑法の廢止
第四章 自首減輕	処に關する刑法の管轄
第五章 酌量減輕	国内に於ける刑法の管轄
第六章 再犯加重	外国に於ける刑法の管轄
第一節 再犯ノ意義	国外に於ける刑法の管轄
第二節 再犯処方	人に關する刑法の管轄
第七章 數罪俱發	第一節 外国の君主及び公使
第一節 一罪數罪	第二節 治外法權
第二節 數罪俱發處分	我國人の外国に於ける治外法權
第八章 反覆罪	外国人の我國に於ける治外法權
第九章 加減順序	事に關する刑法の管轄
第三款 刑ノ消滅	刑の加重減輕
第一章 總說	本刑
第二章 犯人ノ死去	加減例
第三章 期滿免除	重罪刑の加減
第一節 期滿免除ノ理由	輕罪刑の加減
第二節 期滿免除ノ期限	違警罪刑の加減
第三節 期限ノ起算点	附加刑の加減
第四章 恩典	宥恕減輕
第一節 總說	自首減輕
第二節 大赦	酌量減輕
第三節 特赦	再犯加重
第四節 復權	再犯の意識
	再犯処分
	執行順序

最後に英吉利法律学校における江木の講義録を紹介する。こちらは二種類残っており、両者とも中央大学大学史資料課の所蔵である。一つめは、明治二〇年五月一四日発行の『英吉利法律講義録 第一年級 第三五号』に収められていた「法学士 江木衷 講義」 「校友 畔上啓策 編輯」の「日本刑法」（以後、「英吉利法律講義録①」と略す）である。ただし、第三五号の目次には「刑法」とあり、ページの柱にも「刑法」とある。文頭に目次はなく、左に掲げた目次は筆者が、文章のなから抜き出したものである。なお、第三七号以降も続いているはずであるが、今のところ中央大学では所蔵していないため、残念ながら講義録自体は途中で終わっている。

この講義録も、専修学校、東京専門学校と同様、校外生のために発行されたものである。英吉利法律学校の校外生制度は、「五大法律学校」のなかでも先んじており、創立と同じ明治一八年七月の新聞広告に、すでに校外生制度について明記されている。「遠隔ノ地方ニ在リ、又ハ業務ノ為メ參校シテ親シク講義ヲ聴ク能ハサル者ノ便ヲ計リ、校外生ノ制ヲ設ケ、講義ノ筆記ヲ印刷シテ、之ヲ頒チ」²⁹と、その趣旨は専修学校と同様であった。

江木の英吉利法律学校設立当初の受持授業は、第三学年に配当された「行政法」で、第一学年に配置されていた「刑法」は岡山兼吉が担当していた。江木が「刑法」を担当するようになったのがいつ頃かは不明である。

第一 汎論

第一編 犯罪ヲ論ス

第一章 犯罪ノ定義

第二章 犯罪ノ区別ヲ論ス

第三章 犯罪ノ成立ヲ論ス

第一款 犯罪ノ主体即チ犯罪人

第一節 犯罪ノ主体ヲ論ス

第二節 犯罪ノ責任ヲ負フニ足ル能力ヲ論ス

第二款 犯罪ヲ受クル物体ヲ論ス

第二編 刑罰ヲ論ス

第三編 刑ノ適用及刑ノ消滅ヲ論ス

第二 各論

専修学校と東京専門学校、そして英吉利法律学校の一種目の講義録を比較してわかることは、江木はどちらの学校においてもほぼ同様の話の組み立て方をしているということである。

実はここに江木の刑法学の真髄がある。というのも江木は、この時期、英吉利法律学校における講義をもとにした自身の代表作とも言える刑法関係の著作を二冊刊行している。それが『現行刑法汎論』（博聞社 一八八七）と『現行刑法各論』（博聞社 一八八八）である。この著作の特徴は「日本法の逐条の解説ではなく、英語だけでなく、独語と仏語の多くの法律書を調べて、わが国の法律について理論的に論述したもの」³⁰であるという。佐々木和夫氏による

と、刑法の概説書や研究書は「当時、条文に従って解釈を行う形式が一般的であり、しかも、そのなかで刑法理論を述べるに際しても、ボワソナード草案等を基に、かなり立法趣旨を重視する傾向は強かった」という。その点、江木の著書の特色については、当時、穂積陳重が「江木法学士新著刑法汎論ノ批評」のなかで、「学理的に我刑法を論じたる事」、「本書は独逸流の刑法論なる事」、「引用書の夥き事」などを指摘している³²。この三つの講義録はこうした江木刑法学の特徴を踏襲していると言えよう。

このことは、英吉利法律講義録①のなかで冒頭に江木自身が述べている。

刑法ハ困難ナル法学ノ中最モ困難ナルコトハ、是レ迄説キタル如クナルガ、此困難ナル刑法ヲ研究スルニ付、成典ノ順序ニ由リ之ヲ詳述スルカ、或ハ学術的ノ区別ニ基キ之ヲ研究ス可キカ云フニ、抑成典ノ順序ハ立法者ノ立ル処ニシテソノ区別タルヤ学術的トハ大イニ違ヒ（後略）

と、このように江木が成典の順序通りに講義しないのは、あくまでも自身は刑法立法者でなく、刑法研究者としての立場から話をするためであると説明している。

このように専修講義録と東京専門学校講義録、英吉利法律講義録①については、「学術的の区別」を優先した講義内容で、項目の順序に違いはあっても、内容には大きな差異を見ることができない。しかし、英吉利法律学校のもう一つの講義録については、その講義方法

を大きく変えている。

それは、明治二〇年一月二二日発行の『英吉利法律講義録 第一年級 第一九号』、同年二月二六日発行の『英吉利法律講義録 第一年級 第二四号』をまとめたもの（以後、「英吉利法律講義録②」と略す）であるが、こちらも英吉利法律講義録①と同様、途中で終わっている。そしてこちらにはこれまでの講義録と違って目次がないので、内容に沿って少し解説を付していく。

まず、最初に冒頭の挨拶があり、次に参考文献を挙げている。これはこれまでになかった点で、宮城浩蔵の『刑法講義』、堀田正忠の『刑法釈義』、そして高木豊三の『刑法義解』の三冊を紹介している。少し説明すると、宮城は、これまで何度もその名前を登場させた明治法律学校の創立者の一人で、司法省明法寮においてポアソナードに師事、卒業後はパリに留学、帰国後は司法官僚、政治家、代言人として活躍した。堀田も宮城と同様、ポアソナードに師事し、書生として法典の翻訳・編纂を手伝った人物である。東京法律学校や関西法律学校（現・関西大学）の創立にも関与、検察官として数々の事件を担当している。そして高木も宮城や堀田と同様、司法省明法寮時代にポアソナードからフランス法を学び、卒業後は司法省に出仕。明治一九年から四年間、ドイツに留学し、帰国後も司法官僚として活躍した人物である。東京帝国大学・東京法学校、明治法律学校の講師も務めた。その代表的著書の一つが明治一三年に刊行した『刑法義解』である。

つまり、江木が推奨した参考文献はすべて、フランス法に詳しい人物たちの著書ということになる。自身はイギリス法や後述するドイツ法をもとにした刑法学の研究者でありながら刑法教育の際にはフランス法系の学者の考え方も見ておくよう指示している点に教育者としての江木の姿を見ることができるといえる。

内容に入っていくと、まず「刑法諸主義」と題して絶対主義・相對主義・折衷主義について述べている。ここまでは専修講義録や東京専門講義録と同様であるが、ここからが違う。刑法の条文を挙げて、順番に解説を始めているのである。「第一編 総則」の「第一章 法例」[「第一条 凡ソ法律ニ於テ罰ス可キ罪別テ三種ト為ス」ヲ取り上げ、次に「第二条 法律ニ正條ナキ者ハ何等ノ所為ト雖モ之ヲ罰スルコトヲ得ス」を取り上げ、民法と刑法の解釈の違いなどを述べている。

その後、「改正刑法草案」の第四・五・六・七・八条に従い「時ニ関スル刑法ノ適用」「場所ニ関スル刑法ノ適用」について解説しているが、また刑法に戻り、第四条・第五条の条文を挙げ、これを解説。これが第二五条まで続けられる。つまり、この講義録のみは、当時、一般的であった条文に従って解説を付すという手法が採られているのである。

この解説が終わると、刑法条文からは全く離れ、「監獄主義ヲ論ス」と題して欧米各国の例をひきながら監獄制度の有り様と自身の見解について述べ、講義録は終わっている。

この江木の授業内容を収録した三校（四種）の講義録からわかることは、兼任講師である江木は、英吉利法律講義録②を除くと、基本的には、どの学校においても変わることなく、自身の学説をそのまま、講義していたということである。ではなぜ、英吉利法律講義録②のみ違った方法を採用しているのか。これについては推論に過ぎないが、考えられるのは英吉利法律学校において江木以前に刑法を講義していた岡山兼吉の存在である。前述の通り、英吉利法律学校では設立当初、第一学年に「刑法」を配し、岡山兼吉が担当していた。江木の英吉利法律講義録②でも、「幸ニシテ本校ニハ岡山先生アリ」と述べ、自身のこの講義はあくまでも多忙な岡山の代わりで、その内容を補うもので、話の内容も重複しないように気を付けていると断りを入れているのである。

岡山の講義録も中央大学には残っているので、その内容を見ると、岡山による刑法の講義も江木と同様、「学術的の区別」を優先しており、条文に深入りした内容とはなっていない。そのため江木は、岡山の代わりに行った英吉利法律講義録②のみは、通常の自身の講義方法とは違い、条文解説を中心として講義を行ったのではないだろうか³³。

このことから、自身の学説を優先しながらも、その学校の事情、例えば、その授業を自身が行う以前に誰がどのような内容だったのかを把握したうえで、それに重複しないように気を遣っていた江木の姿をみるることができる。

6. 江木の講義に対する生徒の反応

では、こうした江木の講義に対する生徒の反応はどうだったのだろうか。江木が専修学校において講師を務めていたのは、明治十九年（一八八六）から同二三年にかけてのことで、「行政法」「法学通論」「治罪法」「刑法汎論」「刑法各論」を担当していた。

専修学校講師時代の江木について、同校の卒業生で後に人権派弁護士として活躍した今村力三郎が後年、回顧している。

或日其頃飯田町に住んで居た江木衷先生の処へ行き、何かの話のうちに、先生が君（註、今村）なんか（註、代言人試験に）落第して誰が及第するものかと云つた。当時先生はベルネルの刑法を訳し、従来、仏蘭西流の学説より外に刑法はないとしてゐいた学生に、大刺撃を考へ、先生は学生崇拜の的となつて居たので、僕は先生に接して、気焰を聴くことを欣んで居たのであつた³⁴。（註は筆者）

ここで、今村が挙げているベルネルとはドイツ人法学者Albert Friedrich Bernerのことである。ベルナーと江木刑法学との関係については後述するが、当時の法学徒、特に英米法を中心に学んでいた生徒にとって、江木の存在が「崇拜的」であつたことがわかる。特に今村ら英米法系の私立法律学校に学ぶ生徒にとってはフランス法が主流、英米法は傍流という意識があつたことも、この文章からは読み取ることができる。

英吉利法律学校における江木の授業についても、当時、同校の生

徒であった卜部喜太郎の証言が残っている。卜部は明治二十一年に同校に入学、同二三年には優秀な成績で卒業し、同年九月に代言人試験に合格。その後は弁護士として活動し、東京弁護士会会長も務めている。少々長文ではあるが、江木の授業風景を伝える貴重な証言として掲載する。

今より三十六七年前、即ち明治二十一二年頃、私は英吉利法律学校に在学中約三年間、先生の刑法総論各論の講義を親しく聴聞した一人であるが、先生の教室には各学級を通じて殆ど全校の学生が押かけて、大講堂は忽ち満員となり、室外に溢れて各窓際にも学生の首が鈴なりとなるの盛況であつた。遅れた多数の学生が室外に佇立して頻りに不平を鳴したのを見受けたのである。満都法律学生の人気を先生一人で背負ふて居た。講義は二時間であるが、何時でも三十分位は遅れて教場に顔を出し、満堂の学生は熱狂して拍手を以て迎るのであるが、此時其際の先生の落付加減は格別であつた。悠悠ご椅子に腰を据へ、先づ煙草二三ブク。学生の視線は先生に集中す。ヤオラ身を起して軽妙の比喩に交ふるに洒脱の諧謔を以て刑法学の新法理を説き来り説き去りて満堂の学生をして一語一句たりとも漏らさじと傾聴せしむること一時間内外にて切り上ぐるを常とせり。先生の講義は滔々懸河の弁舌にあらざれども、独特の妙趣ありて多衆を引き寄せる大威力を有せり。他の講師連が正直に二時間の長講義し、徒に学生の坐睡を催さしめて、多くは其内容の

粗糲なるに比して、先生の講義は一言半句の無駄事なく、正味充実理路明晰が学生の随喜渴仰の焦点となり、其学説は一世を風靡したのである。我國の刑法学の進歩發達は先生の新法理に負ふ所のもの尠からず。単に此一事にても、先生の法学教育の功績は永劫に没す可らず。時に先生年齒漸く三十二、三であつた、先生大なりと謂ふべし³⁵。

この回顧談は、大正一五年（一九二六）四月八日に逝去した江木を偲んで、江木が生前に会長を務めた山口県法政会が、同年六月七日に増上寺において開催した追悼会の模様を収めた小冊子に、卜部が寄稿した文章である。その性質上、誇張もあるかと思われるが、江木の刑法の授業が多くの学生の人気を集めていたことは間違いない。なお、この小冊子には卜部とともに、先に紹介した専修大学の初代総長であり、東京大学時代の同窓でもあつた阪谷芳郎も追悼文を寄稿している。

先に挙げた、東京専門学校生徒の「立派な学者」という評価も含め、三校の生徒とも江木への評価は高く、人柄・授業内容を含め、好印象を持つていたのである。

明治期の私立法律学校にとって、講師の評価は学校の評価であつた。例えば、専修学校法律科を明治一六年に卒業して、後に新聞社記者を経て、中国で政治活動に従事した浦敬一は、在学中、父に宛てて、次のような手紙を送っている。

専修学校規則呈尊覽候。先生は規則書に在る人々にて何れも大

学士なり。

田尻は八九年間米国に留学せし人にて有名なる経済学士にして大蔵省の書記官なり。

木場・中隈は大学校を卒業せし経済学士なり、共に官途にあり。

津田は外務省准奏任にあり、相馬、目賀田は米国に留学せし人にして法学士なり、共に判事となれり。

鳩山は英国にて法学博士の号を得し人にて有名なる法律家なり、今大学校の教員なり。

大谷木・松野は大学校を卒業せし人にして法学士なり。

斎藤は米国に遊学せし人にて外務省にあり。

高橋は外務省にあり。

右何れも堂々たる学士にて官に居るものは多くは奏任なり。

故に先生は不足なし。該学校は右先生等の立てたる者にして日本に於て法律の明かならざるを憂へ、自ら任じて生徒を導くものにより世の糊口の為に教員となり人を教ふるものとは異なり、該校にて研学する法律は多くは英米の法律に御座候³⁶。この手紙からは、このような高名な教員たちに教えを受けている自身の姿を、父親に誇っている姿を想像することができる。その点で、江木のような学術的・社会的に高名な講師は生徒たちの憧れでもあったのだろう。

7. 江木刑法の位置づけ

最後に、江木刑法とは当時の学術世界のなかでどのように位置づけられていたのかを簡単に紹介して本稿を終える。英吉利法律学校設立当時、江木は、司法省参事官としての本務を持っていた。また、明治二〇年代には、農商務大臣の井上馨の秘書官や内務大臣・品川弥二郎の秘書官などを務めていたこともその略歴で紹介した通りである。多忙な日々を送りながらも専修学校、東京専門学校、英吉利法律学校という三つもの学校に呼ばれて講師を務めていたのは、当時、法学者としても高い評価を受けていたからと考えられる。

その江木の法学者としての評価については、戦前から多くの研究蓄積がある³⁷。また、江木の講義録に関しても、明治二〇年（一八八七）に刊行された英吉利法律学校の講義録のなかの「行政法」を取り上げた中西又三氏の研究³⁸がある。このなかで中西氏は、当期の日本における行政法の紹介・展開のなかに、江木の『行政法』を位置づけ、「それなりの重要な意味を持った」と評価している。

刑法学者としての江木を指してよく言われているのが、当時、フランス流刑法学に席巻されていた日本において、ドイツ刑法学を導入した人物という評価である。一例として福田平氏による江木評を紹介する³⁹。

明治二〇年代において、いちはやくドイツ刑法学を学んで刑法の体系的叙述をした学者として江木衷を挙げることができる。

彼は、国粹主義的立場から旧刑法、そして、フランス・ボアソナードの刑法学に対して、はげしい批判を加えた学者として知られているが、彼の刑法論は、ドイツのヘーゲル学派の刑法学者として知られるベルナー (Albert Friedrich Berner) から学んだものであり、保護法益を比較的重視する犯罪論と応報主義的な刑罰論とに特色がある。ドイツ刑法学は彼によってはじめてわが刑法学に取り入れられたものといっても過言ではなからう。

先に紹介した今村力三郎の回顧録に「当時先生はベルネルの刑法を訳し」とあったが、福田氏が「ベルナーから学んだ」と述べているのはこのことを指している。

江木が明治二一年に、有斐閣から出版した『改訂増補 現行刑法汎論』には巻末に「参照書目」が付されている。そのなかで江木は英米・仏・独の刑法学者による五四冊もの書名を挙げており、ベルナーの著書も四冊入っている。多くの著書のある特定の国に偏らずまんべんなく取り上げているその姿勢からは、決してドイツ流刑法学一辺倒の学者ではなかったと思われるが、世間一般からの評価としては今村の言う通り、やはり、当時としては、フランス流刑法学ではなく、ドイツ流刑法学を取り入れた学者と考えられていたのだろう。

今村の回顧録にもあるように、フランス流の学説が主流となっていた時代において、江木は希有な存在であった。だからこそ英米法

系の私立法律学校はこぞって江木に講師を依頼したと考えられる。生徒たちが江木の講義を楽しみにしていたことは、三校の生徒たちの回顧録にもある通りで、まさに、江木は英米法系の法律学校に学ぶ生徒たちにとっては、憧れの講師であったのである。

おわりに

本稿では、明治期の私立法律学校においてどのような法学教育が行われてきたのか。それを刑法という科目、そして江木衷という刑法学者の講義録から検討した。繰り返しながら、多くの、とくに東京神田周辺にあった私立法律学校では、授業のほとんどが兼任講師によってまかなわれていた。当然、創立者たちは、自身がつくった学校に対する理念や教育のあり方、未来像を描いてはいたが、すべての授業を創立者たちが受け持つことができるはずもなく、実際に各学校の授業のほとんどは講師によってなされていた。しかし、多くの学校を掛け持ちしていた講師たちにとって各学校の理念などを教育内容に反映する余裕があったとは到底考えにくい。その疑問が本稿の出発点であった。

本稿で見てきた通り、江木は専修学校・東京専門学校・英吉利法律学校の三校で刑法の授業を行っていたが、講義録を確認する限り、それほど内容を変えてはいなかった。今後の作業が必要であるが、おそらく他の講師たちも同様であろう。

その意味では、専任講師がほとんどいなかった明治期の私立法律

学校の法学教育を検証するためには、やはり各講師たちの学説や動向を丁寧に見ていく必要がある。本稿はその第一歩である。

そのためには、これまでのように各学校が、自校で所蔵する史料を用いて研究を進めていくだけではなく、各学校の史料を横断的に共同利用できるようにすることが必要である。

筆者は、現在、専修大学・法政大学・明治大学・中央大学・日本大学のアーカイブズ関係者とともに、法律学校研究会を組織し、明治期の私立法律学校に関する研究を行っている⁴⁰。本稿もその成果の一つであるが、明治期における私立法律学校の教育実態を解明すべく、今後大学間における資料の共同利用を通して、研究を進めていくことで、今後の課題を克服したいと考えている。

〔附記〕

本稿は、平成三二年度基盤研究（C）科学研究費助成事業（課題番号19K02437）「明治期私立法律学校教育の相似と相違―講義録・講師履歴・学生資料の比較分析」の成果の一部である。

〔註〕

1 法政大学大学史資料委員会編『法律学の夜明けと法政大学』（法政大学 一九九二）を繙くと、明治一三年四月、法政大学の前身である東京法学社が設立されるが、その設立の背景の一つに「刑法・治罪法の公布」を挙げている。

2 『法政大学大学史資料集 第三十二集 法政大学歴代総長・学長の辞（一）戦前編（一八八〇・一九四五）』（法政大学 二〇一〇）p.1

3 吉井蒼生夫「総論―一八八〇年刑法（旧刑法）再読の視角―」（『法制史研究 第四七号』創文社 一九九七）

4 天野郁夫『大学の誕生（上） 帝国大学の時代』（中央公論新社 二〇〇九）p.75

5 『専修大学百年史 上巻』（学校法人専修大学 一九八一）p.86

6 石井研堂は『増補改訂 明治事物起原 上巻』（春陽堂 一九四

四）のなかで「五大法学校」という項目を立て、この五校の名前を挙げている。

7 「五大法律学校」に含まれる学校の変遷などについては、拙稿

「『五大法律学校』に関する基礎的研究―明治期における私立法律学校の連携の事例として―」（『専修大学史紀要 第八号』専修大学大学史資料課 二〇一六）に詳しい。

8 『明治大学五十年史』（明治大学学報発行所 一九三二）p.7

9 村松玄太氏は「近代法制胎動期における私立法律学校の簇生に関する予備的考察」（『大学史資料センター報告 第三七集 大学史活動』（明治大学史資料センター 二〇一六）の中で、英米法系・仏法系に関わらず講師を務めていた例として、合川正道が専修学校・東京法学校・英吉利法律学校で憲法を教えていた例を挙げており、決して皆無ではなかった。

10 この点については、前掲した拙稿「五大法律学校」に関する基礎的研究」や、『専修大学史資料集 第三卷 五大法律学校の時代』（専修大学出版局 二〇一三）に種々の事例を取り上げているので参照していただきたい。

11 江木の略歴については、末繁彌次郎編『江木冷灰先生追憶譚』（末繁彌次郎 一九二五）、小林俊三『私の会った明治の名法曹物語』（日本評論社 一九七三）、木田純一『江木衷の刑法理論』（吉川経夫、内藤謙、中山研一、小田中聰樹、三井誠編著『刑法理論史の総合的研究』日本評論社 一九九四）、『タイムトラベル中大125』（学校法人中央大学 二〇一〇）などに拠った。

12 『専修大学百年史 上巻』p178

13 『法学の夜明けと法政大学』p24

14 『早稲田大学百年史 別巻I』（早稲田大学 一九九〇）p244

15 山崎利男『英吉利法律学校覚書ー明治前期のイギリス法教育』（中央大学出版部 二〇一〇）p86

16 『日本大学百年史 第一卷』（学校法人日本大学 一九九七）p205・217

17 『専修大学史資料集 第二卷 五大法律学校の時代』p71

18 『専修大学史資料集 第二卷 五大法律学校の時代』p72

19 『学制百年史』（文部省 一九七二）p86

20 国立教育政策研究所教育図書館所蔵

21 拙稿「明治初年の熊本地域における法学教育に関する一考察ー大

江義塾を中心としてー」（『専修大学史紀要 第一号』（専修大学史資料室 二〇一九）

22 『専修大学百年史 上巻』p387

23 『専修大学百年史 上巻』p170

24 吉田左一郎『代言人試験問答』（時習社 一九九〇）

25 『司法省第十七事務功程報告 明治二十四年』（司法省記録課 一九九二）

26 『専修大学百年史 上巻』p434

27 『早稲田大学百年史 第一卷』（早稲田大学出版部 一九七八）p845

28 『早稲田大学百年史 第一卷』p897

29 菅原彬州「中央大学における戦前の通信教育」（『中央大学史紀要 第二号』（中央大学史編纂課 一九九〇）

30 山崎利男『英吉利法律学校覚書ー明治前期のイギリス法教育』（中央大学出版部 二〇一〇）p86

31 佐々木和夫「江木衷の刑法理論と旧刑法の改正」（『専修大学法学研究所紀要 第一八号』専修大学法学研究所 一九九二）

32 佐々木和夫「江木衷の刑法理論と旧刑法の改正」

33 明治一九年（一八八六年一〇月二日発行の『英吉利法律講義録 第一号』に岡山兼吉の「日本刑法」の第一回目が収録されている。その後、明治二〇年一月一日発行の『英吉利法律講義

録 第一号第一六号』までは、岡山が担当していたが、講義は

- 途中で終わっており、同年一月二二日発行の『英吉利法律講義録 第一年級第一九号』から担当が江木に変更している。
- 34 今村力三郎『法廷五十年』（専修大学 一九四八）p306
- 35 末繁彌次郎編『江木冷灰先生追憶譚』
- 36 『専修大学史資料集 第三卷 五大法律学校の時代』p182
- 37 江木に関する研究史に関しては、佐々木和夫氏の前掲論文に詳しく紹介されているので参照していただきたい。
- 38 中西又三「江木衷『行政法』―英吉利法律講義録を読む」（『中央大学史紀要 第十九号』（中央大学入試センター事務部大学史編纂課 二〇一五）
- 39 福田平「わが刑法学とドイツ刑法学との関係」（『一橋論叢 第九卷第六号』日本評論社 一九八七）
- 40 法律学校研究会のこれまでの成果としては、『大学史資料センター報告 第三七集 大学史活動（特集・近代日本の幕開けと私立法律学校』（明治大学史資料センター 二〇一六）、法律学校研究会編『法律学校研究会講演会・シンポジウム報告書 明治期私立法律学校の連携と対抗―大学史資料の共同利用の可能性をさぐる』（村松玄太（明治大学） 二〇一六）、法律学校研究会編『法律学校研究会成果報告書 近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明』（村松玄太（明治大学） 二〇一九）がある。